

議場システム整備事業業務 仕様書

1. 事業名

デジタル技術活用による議会視聴環境整備事業

2. 業務名

議場システム整備事業業務

3. 業務目的

基山町議会における円滑な議事運営と町民への情報発信の充実を実現するため、議場等の老朽化した音響・映像システム等の機器更新、再構築を行う。議場は、議会運営のバリアフリー化対応として、音声認識表示システムを導入する。委員会室は、委員会へのWEB経由での参加を想定したカメラ及びマイク機器等を導入する。

また、議会活動の活性化と町民により開かれた議会の実現を図るという目的のために、更新及び導入した機器を使用し、本会議の審議状況のインターネット配信サービスの導入と運用を開始する。

4. 定義

- ・発注者・・・議場システム等の整備に必要な機器及びシステム設置に関わる作業等（以下、整備事業という。）を発注する基山町（以下、町という。）をいう。
- ・受注者・・・町と議場システムの整備事業について、契約を締結するものをいう。
- ・議場システム・・・町が議会運営に必要な機器及びシステム導入、その付帯設備をいう。
- ・定例議会・・・町が条例等に基づき開催する議会の定例会（以下、定例会という。）
- ・本会議場・・・議場、記録室、監査員控室（執行部控室）、その他設備の収納施設（全般的なものを含む。）を設置する場所。
- ・委員会室・・・委員会室1、委員会室2、委員会室3の全室（室仕切り壁は可動式）を使用して設置する機器及びシステム等を設置する場所。

5. 設置場所

佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地

基山町役場 4階 本会議場・委員会室の必要箇所（1階、4階モニター含む。）

6. 履行期限

本契約締結日の翌日から令和8年3月27日までとする。

令和8年3月第1回定例会初日に試験運用できること。

令和8年3月第1回定例会は試験期間とし、システムの配信に関わる送信データ出力確認のみとし、庁舎外部への映像配信は行わない。

7. 納入機器

(1) 議場システム 画像（カメラ）、音響（マイク等）及び稼働に必要な付帯システム 一式

(2) 委員会室 音響（マイク等）、画像（カメラ） 一式

(3) その他構築 一式

（別紙2「主要機器構成リスト」、別紙3「構成イメージ」参照）

8. システム仕様

別紙1「システム仕様」のとおり

9. 完了報告

システム整備事業業務完了後、完了報告書（2部）及び完成図書（2部）を速やかに提出すること。なお、完成図書については、導入機器一覧表、構成図、操作説明書等を提出すること。また、電子データ（2部）もあわせて提出すること。

10. 不要機器、備品の撤去

機器更新にあたり、更新前の不要な機器や備品がある場合、協議のうえ、適正に撤去・処分し、その費用は本業務に全て含めること。また、撤去に伴う撤去跡や損傷等はできる限り修復すること。

11. 完了検査

完了報告後、令和8年3月第1回定例会による試験期間終了後、発注者の完了検査を受けること。

12. 契約方法

基山町議会 議場システム整備事業業務 一式

下記機器やシステム、導入費用をまとめた一式での契約とする。

- ・議場システム 一式
- ・委員会室マイク、カメラ設備 一式
- ・議会インターネット映像配信業務（試験運用費用） 一式

13. その他

受注者は、この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないものなどは、考慮のうえ、本仕様書に定める機器等の同等以上のものを提案し実施すること。また、受注者は、次の事項に留意して本業務を履行するものとする。

- ・本業務に伴い知り得た情報について、他に洩らさないこと。
- ・本業務の履行に際しては、安全確保、災害・公害防止、盗難防止等業務の管理に万全を期すとともに、データの漏洩、滅失等の予防に十分留意し、業務の信頼性、安全性の確保に努めること。
- ・引渡しを要さない発生材、不要となる機器等は、関係法令に従い受注者の責任において運搬処分し、運搬処分費用は本業務内容にすべて含むものとする。
- ・本業務の履行に伴い発生する成果物は、すべて発注者の側に帰属するものとする。
- ・本業務における設置作業等は、議会の閉会中にしか実施できない点に留意し、発注者と綿密な工程協議及び調整を行い実施すること。
- ・本仕様書に記載のない事項については、発注者の指示に従うこと。
- ・本仕様書における要件は最低限のものである。これ以外でも創意を凝らした提案があり、かつ更新目的に有効なものがあれば本仕様書に定める機器等の同等以上のもので積極的に提案すること。

別紙1「システム仕様」

1. 基本要件

- ・本会議場の音響、映像、録音・録画機器の更新整備及び音声認識表示システムの導入。
- ・委員会室の音響、映像機器の導入。
- ・本会議インターネット映像配信サービスの構築。
- ・1階と4階ロビーと監査員控室（執行部控室）設置のテレビモニターで議場の映像が視聴できるように構築。
- ・更新する機器は、安定稼働ができる最新規格の新品・未使用であること。
- ・改修は、極力最小限に努め、施工後は原型に復すること。
- ・電源やケーブル等の配線（新品）については、極力目立たないように考慮すること。
- ・システム構築上必要な配線や敷設方法などは、発注者と協議のうえ実施すること。
- ・専門的知識のない議会事務局職員であっても、簡単にシステム操作ができる機器及びシステム構成であること。
- ・機器等は、省電力、省スペース及び容易にメンテナンスができること。
- ・操作を必要としない機器類は、必要な箇所に機器収容部を設けて収容すること。
- ・既存の機器については、発注者と協議のうえ撤去・廃棄すること。
- ・議場システムについて、仕様の議場システムと同等のシステムの導入実績を有し、かつ現に稼働していること。
- ・本仕様書によるシステム更新に係る実装費用を算出すること。
(機器接続等に要するケーブル、コネクタ、資材等、配線作業、既存機器の再設定、撤去を含む。)

2. 構築概要

(1) 議場映像・音響システム

①マイク設備

- ・有線方式のデジタル会議マイクシステムであること。
- ・会議ユニットは議長用1台、質問席1台、演壇1台、局長席1台、議員・執行部席を含め41台とする。既設のマイクケーブル穴がある席は穴を隠すための補修プレートも用意すること。
- ・マイク部は金属製とすること。
- ・マイクON（発言）時は会議ユニットの発言ボタン及びマイク部のリングランプが視認性の高い緑色に点灯すること。
- ・メンテナンス性を考慮してマイクは着脱可能とすること。

- ・マイクは根元と口元が曲がる２段フレキに対応していること。
- ・議長・議会事務局長用の会議ユニットには発言解除機能を有すること。
- ・同時発言者数は議長を含め最大１０本まで設定可能なこと。
- ・会議ユニットには発言ボタン（発言申請ボタン）を有し、後述の制御操作システムからの制御でマイクのＯＮ／ＯＦＦが可能なこと。
- ・会議ユニットにスピーカー、ヘッドホン端子２個、録音端子を有すること。
- ・会議ユニットには電子採決用のボタンが３個組込まれ、後述の制御操作システムと連動した電子採決への投票機能を有すること。また、電子採決は大型モニターへ出力し、モニターで採決結果を確認でき、テキスト等形式で記録ができること。
- ・マイクは、ノイズ軽減のため風防を有すること。
- ・会議ユニットにはオートゲイン機能を有し、マイク音量を自動調整が行えること。また個別音量調整も可能なこと。
- ・マイクコントロールユニットには、デジタルハウリングプロセッサー、ディエッサー、ローカットフィルター、パラメトリックイコライザーの機能を有すること。
- ・マイクコントロールユニットには外部入力７系統、出力５系統以上有し、内部でマトリクスを構成できること。
- ・マイクコントロールユニット本体で、ＵＳＢとＳＤカードの録音が可能なこと。
- ・会議ユニットの音声・制御を点検するための自動点検機能を有すること。
- ・基本的なマイク操作は議会事務局職員にて制御操作システムから行うが、議長用の会議ユニットは手動操作が可能なこと。
- ・瞬停や停電時に録音データが消失しないよう、一定時間の電源を確保できる無停電電源装置を設置すること。
- ・会議マイクの音声は、拡声設備、オンエア映像切替設備、録音設備、録画設備、インターネット配信設備へ送信すること。

②録音設備

- ・議会の音声をマイクコントロールユニット本体にあるＳＤ端子とＵＳＢ端子で、同時録音もしくはリレー録音を可能とすること。
- ・マイクコントロールユニットの録音以外に１台のデジタルレコーダーを設置し、マイクコントロールユニットとともに制御操作システムのソフトウェアによる制御ができること。
- ・それぞれ３２ＧＢ以上のメモリーカード及びＵＳＢメモリーを各２個以上用意すること。

- ・録音機器には議席マイク音声、有線マイク音声の他、外部入力端子からの音声も録音できること。
- ・瞬停や停電時に録音データが消失しないよう、一定時間の電源を確保できる無停電電源装置を設置すること。

③拡声設備

- ・議場内にラインアレイスピーカーを4台、傍聴席に天井スピーカーを3台設置し、均一に拡声できること。
- ・上記スピーカー用のアンプを更新整備するとともに、音声のノイズ、ハウリング等が起きないように音質に十分配慮すること。
- ・設置する固定機器重量によってはワイヤー固定を追加する等、二重固定式とし地震の強震に対応すること。

④カメラ設備

- ・フルHD以上の旋回型カメラを3台設置すること。
- ・24倍以上の光学ズームレンズを有すること。
- ・手動操作ができるよう専用リモコンを用意し、操作席に設置すること。
- ・専用金具を用意し、固定設置すること。
- ・現状の議場の照明を用いて必要なズームを行っても、十分な撮影ができるような解像度・画素数であること。

⑤録画設備

- ・業務用のハードディスク&ブルーレイレコーダーを1台設置し、制御操作システムのソフトウェアによる制御ができること。また、オンエア映像切替設備からの映像（SDI）をテロップ付きで録画できること。
- ・録画映像を確認、操作できるモニターを設置すること。
- ・瞬停や停電時に録画データが消失しないよう、一定時間の電源を確保できる無停電電源装置を設置すること。

⑥マイク及びカメラ・テロップ等の制御操作システム（ソフトウェア操作）

- ・操作席に本システムを集中制御可能な制御操作システムを設置すること。
- ・制御操作システムはマイク・カメラ・テロップが連動するシステムとし、1名で操作可能とする。

- ・制御操作は液晶タッチパネル方式とし、マウス・キーボードでも操作が可能であること。
- ・21型程度のタッチパネルモニターを設置すること。
- ・マイク・カメラ制御用パソコンのOSはWindows 11 Pro以上とすること。または、性能が同等以上のオフコンタイプとするときは、操作性がパソコンと変わらず、将来にわたる維持・更新機器費用をパソコンと比較したとき同等範囲内である場合とする。
- ・議場内の座席レイアウト（議長席、演壇、質問席、議員席、執行部席）を表示したボタンを操作することで、マイク・カメラ・テロップが連動すること。
- ・タッチパネルとは別に映像確認モニターを設置し、オンエア映像や音声認識表示を確認できること。
- ・カメラのパン・チルト・ズームの操作、プリセットの呼び出し（8つ以上）がソフトウェア上で動作可能なこと。
- ・開会操作と同時に、録音・録画機器が自動で録音・録画を開始し、会議終了操作時には自動で停止すること。
- ・録音・録画機器の残量が少なくなった場合は、アラートですること。
- ・テロップ機能は、議員氏名及び執行部役職・職員氏名をあらかじめ登録しておき、マイクとカメラの連動したボタン操作から映像表示が可能であること。
- ・上記の名前以外に、議案の表示が可能なこと。
- ・個人座席を演壇や質問席にドラッグ・アンド・ドロップして、氏名テロップや個別のマイク音量を割り当てることができること。
- ・座席レイアウトは複数パターン設定ができ、簡単に切り替えができること。
- ・座席の氏名登録や簡易な変更は、事務局職員が簡単な作業で変更や追加が可能であること。
- ・議案、発言残時間、現在時刻、電子採決の表示制御機能を有すること。
- ・議案、発言残時間は予め登録したもの他、リアルタイムでの入力、表示制御機能を有すること。
- ・テロップ表示制御機能を有すること。
- ・テロップは予め登録したもの他、リアルタイムでの入力、表示制御機能を有すること。
- ・テロップ機能に登録した文字内容は、随時、議会事務局職員が簡単な作業で変更や追加が可能であること。文字は、JIS第2水準及び外字に対応すること。
- ・会議中の操作ログを記録でき、会議終了後、議事経過として出力し、会議録作成に

活用できること。

- ・制御操作ソフトウェア及び場内表示設備へ表示される議案、発言残時間、現在時刻はカラーユニバーサルデザイン認証を取得していること。
- ・操作性向上のため、座席レイアウトボタンを全画面表示できること。その他の機能は、必要な時に操作ボタンを表示することができること。
- ・制御操作システムに障害が生じた場合でも、コントロールユニットを再起動することでマイク、カメラがそれぞれ単体システムとして使用可能及び録音・録画が可能であり、議会運営に支障をきたさないこと。
- ・瞬停や停電を考慮し、一定時間の電源を確保できるように無停電電源装置を設置すること。
- ・開会ブザーを場内のスピーカーから鳴らすことが可能なこと。
- ・開会前、休憩中、閉会後は、議会中継以外の静止画を送出できること。
- ・マイク点検機能の他にシステム点検機能を有し、ログを出力できること。
- ・議会に参加する議員・執行部者の人的データ、場内表示用の議案データ、メッセージデータはインポート、エクスポートできること。
- ・議場システムの主軸となる会議マイクシステムの機能・性能を熟知し、不具合時も原因調査が迅速にできるよう会議マイクメーカー内製のソフトウェアであること。
- ・議会システムの操作ミスを軽減するために、議案や残時間などを事前にシナリオ登録ができ、プレビューで確認をしながら、機能を搭載していること。また、追加挿入などが容易にできること。
- ・セキュリティを重視し、制御システムはインターネットには接続しないこと。

⑦モニター設備

- ・議員席、執行部席から見える場所に 65 型以上の液晶モニターを 2 台、壁面設置すること。
- ・液晶モニター設置について、壁面の強度に十分配慮し、必要に応じ補強すること。
- ・傍聴席用に 65 型以上の液晶モニターを 1 台、壁面設置すること。
- ・各モニターには、制御操作システムの操作により議案、発言残時間、現在時刻、電子採決結果、カメラ映像、後述の外部入力端子からの映像を表示できること。
- ・演壇、質問席、局長席には、10 型程度の液晶モニターを設置すること。
- ・議長席には、13 型程度の液晶モニターを設置すること。
- ・演壇、質問席、議長席、局長席の各モニターには、発言残時間、現在時刻、電子採決結果の映像を表示できること。

⑧モニター表示映像切替設備

- ・制御操作システムの操作で入力ソースと出力先を選択可能なモニター表示切替設備を用意し、場内表示設備、庁舎内TV等へ①議案、発言残時間、現在時刻、電子採決結果を1つのグループとした映像、②オンエアカメラ映像、③外部入力端子、④音声認識表示システムからの映像を表示できること。

⑨オンエア映像切替設備

- ・3台のカメラ映像を後述の制御操作システムの操作でカメラ映像を切替えることができること。
- ・ピクチャーインピクチャー機能を有し、制御操作システムにより3台のカメラ映像、及び後述の外部入力端子からの映像を自由に親画面、子画面に設定し映像出力できること。
- ・カメラ映像にマイク設備からの音声を重畳させ出力できること。
- ・出力される信号は、議案・議員名のテロップを乗せ、録画設備、場内表示設備、インターネット配信設備、庁舎内TV等への送出設備へ送信すること。
- ・オンエア映像切替設備からの映像音声信号を、別途のインターネット配信設備へSDI信号として伝送すること。

⑩外部入力設備

- ・質問席にHDMIの外部入力設備を設けること。
- ・外部入力設備からの映像はオンエア映像切替設備、場内表示切替設備へ送信できること。
- ・外部入力設備からの音声は会議マイク同様に各設備へ送信できること。

⑪音声認識表示ソフトウェア

- ・音声認識用パソコンのOSはWindows 11 Pro以上であること。また、今後のAI活用技術などの学習機能により、音声認識精度の向上に対応できる機器とすること。
- 性能向上のため、将来のソフトウェアアップデート等にも対応できること。
- ・音声認識時にインターネット接続が不要なエンジンであること。
- ・文字のみの表示と、映像と合成した表示の2パターンの出力機能を有すること。
- ・文字のみの表示は、縦／横の表示選択ができること。
- ・カラーユニバーサルデザイン認証を取得した表示色パターンから、容易に表示画面

のカラーパターン変更ができること。

- ・インポート、エクスポート機能を有する辞書登録機能が搭載されていること。なお、納品時に議会に適した一般的な単語が登録されていること。
- ・音声認識中に辞書登録ができること。
- ・表示させたくない単語を登録する機能が搭載されていること。
- ・議場システム制御ソフトウェアの会議開始と連動して、音声認識表示システムの開始・停止が制御されること。
- ・認識結果をテキストデータとして保存、エクスポート可能なこと。
- ・表示画面上に注釈表示ができ、表示する文字のフォントは、3種類以上から選択できること。
- ・映像合成スイッチャーを使用し、議会映像と合成してライブ字幕表示として出力ができること。

(2) 委員会室映像・音響システム

①マイクスピーカーシステム

- ・ポータブルワイヤレスアンプを1台設置し、ワイヤレスチューナユニットも2台設置すること
 - ・メンテナンス性を考慮して、国内メーカー製のマイクシステムであること。
 - ・USBポート等を有し、PCと接続できること。
 - ・ワイヤレスマイクロホン（ハンド型）は、安定した卓上置きができる構造とし、手元スイッチでON/OFFができること。
 - ・インターネット接続できるWindows 11 Pro以上のノートPCを用意すること。
- ノートPC性能は運営上に支障がないメモリー搭載及び各種接続ができること。

②モニター表示システム

- ・55型以上の液晶ディスプレイモニターを2台、各ディスプレイスタンドに設置すること。
- ・上記ディスプレイスタンドには、棚板1枚がありディスプレイ傾斜が0°～5°までフリー調整できること。キャスターはφ75mm以上あること。
- ・テレビ会議カメラを設置する為のユニットを1台設置すること。支柱パイプの長さ調整や天板前後調整が可能であること。

③TV会議用カメラ

- ・パン・ティルト・10倍以上のズームを装着されたHD対応カメラであること。
- ・オートフォーカス機能があること。
- ・リモコンで操作できること。

(3) その他構築

議会インターネット映像配信業務

- ・議場の映像をインターネットで配信できるように出力機器等の準備をすること。
また、議会映像配信専用のサイト等により試験的運用の配信が確認できるようにすること。
- ・仕様詳細については、次年度以降別紙4「基山町議会インターネット映像配信業務実施要領」により対応すること。

3. 管理体制等

- ・本業務に関し、受注者は統括責任者を置き、当該責任者は原則として契約の締結後から本格運用の開始まで同一人物とすること。ただし、病気等のやむを得ない理由による変更は、発注者の承諾で可能とする。
- ・統括責任者は、業務実施中に従事者を指揮し、町の担当者と連絡を密にし、遺漏のないように努めるものとする。

4. 保証、保守

- ・引渡しの日から起算して1年以内に調整不良及び故障が生じた場合、受注者の責任と見なされるものについては、直ちに無償修理、または代替品を設置すること。
- ・主要機器は、販売メーカーの修理等の窓口が国内にあること。

5. 操作研修及び運用

- ・機器設置完了後、操作マニュアルを作成し、書面及びPDFデータにて提出すること。
- ・運用開始前に、事務局職員に対し、操作説明を行うこと。
- ・システム導入後、初回の議会定例会における本会議の初日においては、システム操作に精通した者が立ち会うこと。また、初日の結果により発注者から立ち会う日の追加要請があるとき受注者は協力すること。

6. 仕様書の疑義等

- (1) 本仕様書の内容について、不明確な点や不足している事項等の疑義が生じた場合には、町担当者と協議のうえ明確化するものとし、受注者の一方的な解釈によってはならない。
- (2) 本仕様書に定めのないもので業務遂行に必要な事項は、発注者と受注者双方により協議し実施するものとする。

【別紙２】主要機器構成

- 1 機器の構成については、本仕様書にある目的を達成できる機器構成であること。
(下記に示す型番は参考型番とし、同等以上の性能を有するものとする)
- 2 下記に示されていないラック等の工場生産品は、発注者と事前に協議し型式を決定すること。

議場システム

	機器	数量	式	仕様
議場マイク設備				
	ターミナルユニット (PM-T51)	41	台	操作ボタン：発言ボタン、セレクトボタン、-ボタン、+ボタン（投票機能あり） モニター：0.1W以上 イヤホン端子×2、録音端子×1 抗菌・抗ウイルス施工を施すこと。
	グースネックマイクロホン（ロング） (PM-TA5L)	41	台	マイク：バックエレクトレットコンデンサー型、単一指向性、ランプ付 マイク感度：-40dB マイク長さ：500mm 以上 抗菌・抗ウイルス施工を施すこと。
	補修プレート	必要数	式	現行の会議ユニット撤去後の補修を考慮すること。
	コントロールユニット (PM-M550)	1	台	会議マイクユニットを制御できること。 デジタルプロセッサ内蔵（ハウリングサプレッサー、ディエッサー、ローカットフィルター、パラメトリックイコライザー、スペクトラムアナライザー）、自動マイク・スピーカー点検機能内蔵。 ラックマウント式とする。 SD カード、USB メモリへ録音可能とすること。 無線アダプターを搭載すること。
	SDカード	1	枚	容量：32GB 以上
	USBメモリー	1	台	容量：32GB 以上
拡声設備				
	デジタルパワーアンプ (PS-DA1504)	1	台	定格出力：150W×4 (8Ω)、150W×4 (100V/67Ω) 周波数特性：50Hz～20kHz

				全高調波歪率：0.2%以下 クロストーク：-70dB以下 ラックマウント式とする。
	システムアンプ (PA-SA106)	1	台	定格出力：60W 周波数特性：50Hz～20kHz±3dB 歪率：0.5%以下 非常時音声遮断機能を有する。 ラックマウント式とする。
	マルチプロセッサ (DriveRack 260)	1	台	コンプレッサ、リミッタを搭載し、8バンド以上の パラメトリックEQ、31バンド以上のグラフィックEQ 機能搭載していること。 音声入力：2ch以上 音声出力：6ch以上 周波数特性：20Hz～20kHz
	音声分配器 ※要協議 (LA12)	1	式	ステレオアンバランスを8系統以上分配できるこ と。
	ジャンクションボックス (PM-X50)	4	台	会議ライン入力：1系統 会議ライン出力：2+1系統（幹線） 電源ユニットも用意すること。
カメラ設備				
	インテグレートドカメラ (AW-UE50)	3	台	撮像素子：1/2.5型 4K MOS×1 ズーム倍率：電動光学ズーム：24倍 レンズ：F1.8～F4.0 最低照度：3lx 出力：HD-SDI、HDMI 専用金具により設置できること。
	リモートカメラコントローラー (AW-RP60GJ)	1	式	リモートカメラ制御：接続台数200台、プリセット メモリー数100 ジョイスティック付であること。
オンエア映像切替設備				
	HD ビデオ・スイッチャー	1	台	マルチビューディスプレイ機能、ピクチャーインピ

	(XS-62S)			クチャー機能を搭載していること。 オーディオエフェクト機能（EQ、ディレイ、HPF）を搭載しており、本体でオーディオエンベデッドが可能なこと。 映像エフェクト機能（切り替え、合成、DSK、静止画再生、静止画キャプチャー、テストパターン出力）を搭載していること。 6入力3出力以上（入力：1080iと1080p混在可能）
	タイトルジェネレータ (STG-101)	1	台	タイトルは10行固定表示または1行水平スクロール移動表示ができること。 文字はJIS第一,第二水準+拡張文字の7,324文字より選択できること。 最長28文字×10行×512ページのタイトルをプリセットできること。 4種類の文字サイズを選択できること ラックマウント式とする
モニター設備				
	場内表示モニター（65型） (PN-M652)	3	台	最大解像度：3,840×2,160 ドット 最大表示色：約 10.7 億色 輝度（標準値）：550cd/m2 コントラスト（標準値）：1,200:1 視野角：左右 178° / 上下 178°
	局長席・演壇・質問席液晶モニター (10型) (LCD1017)	3	台	パネル方式：IPS 方式 最大解像度：1,920×1,200 ドット 入力端子：HDMI/VGA/ビデオ/音声 HDCP 対応
	議長席液晶モニター（13.3型） (LCD1331)	1	台	パネル方式：IPS 方式 解像度：1920×1080 ドット 入力端子：HDMI×1/VGA×1/ビデオ（RCA）×/音声（RCA）L・R×1 HDCP 対応

場内映像切替設備				
	デジタルマルチスイッチャー (MSD-6204)	1	台	8 入力 4 出力 映像入力信号 HDMI / DVI : 6 系統 HDBaseT : 2 系統 映像出力信号 HDMI / DVI ・ HDBaseT 切替使用 : 4 系統 HDCP 1.4 スキャンコンバーター搭載
庁舎内 TV への送出設備				
	HDエンコーダー内蔵OFDM変調器 (HDEC7MD2)	1	台	映像デジタル入力 : HD-SDI、3G-SDI (SMPTE292M、 SMPTE424M準拠) 、 SD-SDI (SMPTE259M準拠) 、HDMI 音声デジタル入力 : SDI (SMPTE272M、SMPTE299M準 拠) もしくはHDMIに重畳された音声 (2ch.) 出力チャンネル : ch. 1～62、ch. C13～C63 (+1/7MHz オフセット含む)
録音・録画設備				
	SDレコーダー (SS-R250N)	1	台	録音・再生メディア : SDカード、USB 録音・再生フォーマット : WAV、MP3 ラックマウント式とする。
	SDカード	1	枚	容量 : 32GB
	USBメモリー	1	台	容量 : 32GB
	BD/HDD レコーダー (DMR-T5000UR)	1	台	HDD容量 : 4, 0TB以上 外部制御が可能なこと。 ラックマウント式とする
マイク及びカメラの制御操作システム				
	マイク・カメラ制御用パソコン	1	台	OS : Windows11 Pro以上であること CPU : インテル® Core™ i7プロセッサー以上 メモリー : 8GB以上

				SSD : 256GB以上 拡張スロット : PCI Express x1 以上 PCI スロットサイズ : ロープロファイル 又は以上の性能と同等のオフコンであること
	タッチパネルモニター (FDF2121WT)	1	台	画面サイズ : 21.5インチ以上 超音波表面弾性波 (SAW) 方式
	制御ソフトウェア (TZ-PM5003VC)	1	式	必要ライセンスを含むこと (場内表示、カメラ投票など)
	操作席映像確認モニター (EV2360)	1	台	パネル : IPS (アンチグレア) 推奨解像度 : 1920 x 1200 (アスペクト比 16:10) 入力端子 : DisplayPort (HDCP 1.3), HDMI (HDCP 1.4), D-Sub 15 ピン (ミニ)
音声認識表示システム				
	音声認識用パソコン (ESPRIMO)	1	台	OS : Windows11 Pro以上であること CPU : インテル® Core™ i5-12500プロセッサ以上 メモリ : 8GB以上 (16GB以上推奨) SSD : 256GB以上 映像出力 : 3 出力 (マルチディスプレイ対応) ディスプレイ解像度 : 1920×1080
	音声認識表示ソフトウェア (TZ-TRACER)	1	式	単語登録、禁止用語登録機能 認識結果のテキスト保存機能 ふりがな付与機能 文字サイズ、表示カラー選択機能 カラーユニバーサルデザイン認証 1 年分の必要ライセンス
	オーディオインターフェース (Rubix22)	1	台	接続端子 : INPUT (1L, 2R) OUTPUT (1L, 2R) インターフェース : Hi-Speed USB
	無停電電源装置 (BY50FW)	1	式	運転方式 : 常時商用給電方式 波形 (商用/バックアップ) : 正弦波/正弦波 バックアップ時間 : 3.5分以上 最大電流 : 7.5A 以上

				出力容量（上限）：500VA 以上 パソコン関連を瞬停時に保護できること。
ライブ字幕設備				
	映像合成スイッチャー (V-1HD+)	1	台	接続端子：INPUT×4 (HDMI) OUTPUT×2 (HDMI)
	HDMI分配器	1	台	HDMI信号：1入力2出力

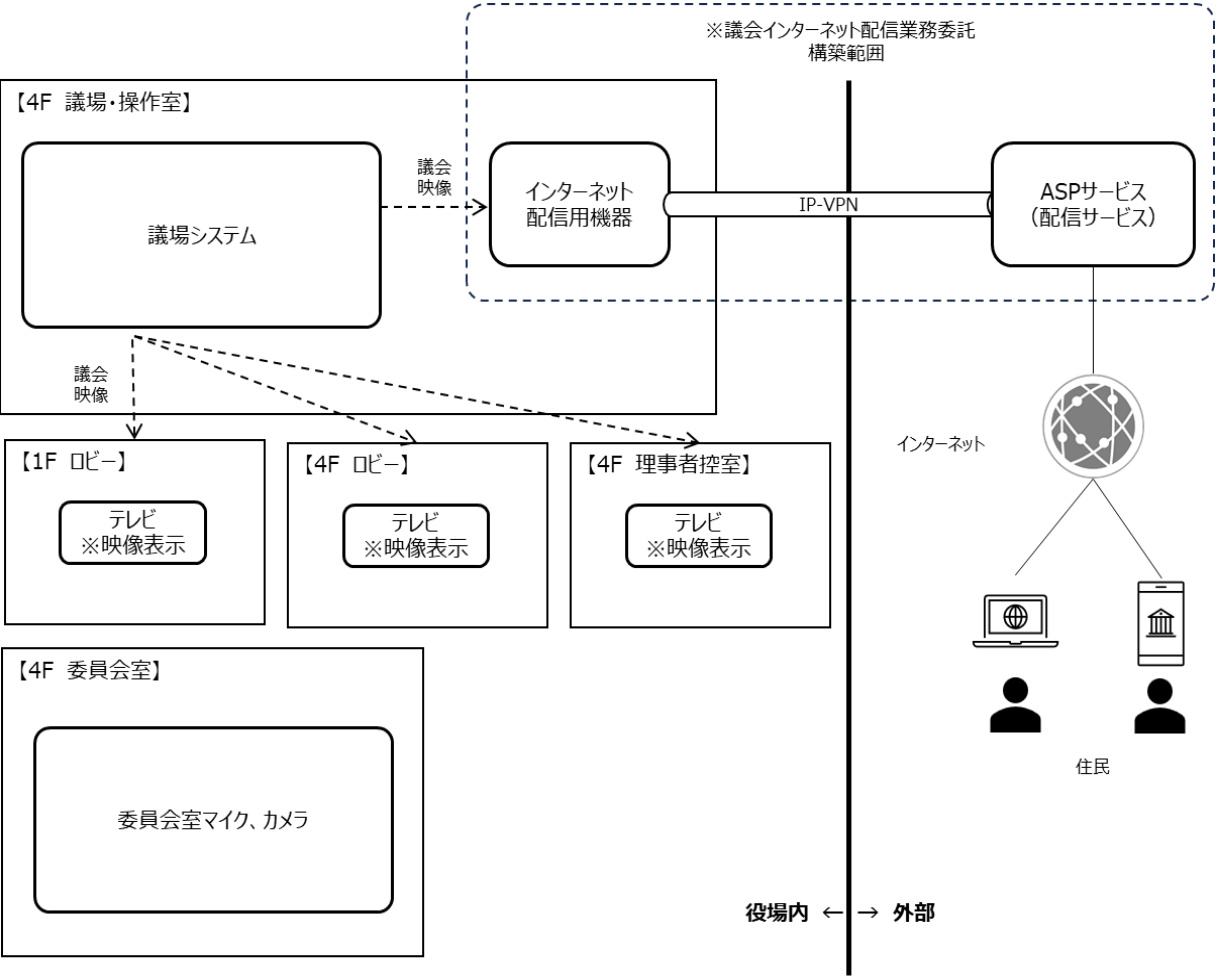
委員会室マイク、カメラ設備

	機器	数量	式	仕様
	ポータブルワイヤレスアンプ (PE-W50B)	1	式	
	ワイヤレスチューナユニット（シン グル）（WT-U85）	2	式	
	ワイヤレスマイクロホン（ハンド型） (WM-970)	11	台	マイク：単一指向性（風防付き） 同時使用は2本まで
	チャージャ (WT-C63)	6		1本充電又は2本同時充電ができること
	ノートPC	1	台	OS：Windows11 Pro以上であること CPU：インテル® Core™ i5-以上 メモリ：8GB以上（16GB推奨） SSD：256GB以上 ディスプレイ解像度：1920×1080
	モニター表示システム（55型） (LCD - M551)	2	台	最大解像度：3,840×2,160 ドット 最大表示色：約 10.7 億色 輝度（標準値）：500cd/m2 コントラスト（標準値）：1,100:1 視野角：左右178° / 上下178°
	ディスプレイスタンド (GZS-BT55+CS-S2)	2	台	対応ディスプレイインチ：～55インチ ディスプレイ傾斜：0° ～5° フリー調整 キャスター：φ75 棚板有効サイズ：W450×D400mm テレビカメラユニット：1台付

	テレビ会議用カメラ (PTZPro2)	1	台	機能：パン・ティルト・ズーム（１０倍） オートフォーカス H. 264 UVC対応 附属品：リモコン
--	------------------------	---	---	---

別紙3「構成イメージ」(参考)

※議場システムからの出力確認は含まれる。(庁舎外の配信は協議による)



別紙4「基山町議会インターネット映像配信業務 実施要領」

1 運用形態について

- (1) 受注者は発注者の指示を受け、議場開催の基山町議会定例会及び臨時会の本会議の審議状況をインターネット経由でライブ配信及びVOD配信を行う。そのための映像配信に係る機器の設置、映像配信及び運用管理業務を受注者が行うものとする。
- (2) 議会映像配信運用に当たって必要な機器・機材・インターネット回線及びソフトウェア等については、受注者が調達し、受注者が管理運用を行うこと。
- (3) 視聴者がライブ配信の視聴やVODコンテンツの検索および視聴が簡単にできる議会映像配信専用のサイトを提供すること。
- (4) 映像配信業務で提供される議会映像配信サイト、ライブ配信映像、VOD配信映像は一般に広く使用されているWindows、macOS、iOS、Android等の端末で利用、視聴ができること。
ただし、各OSの全てのバージョンでの動作保証を求めるものではない。
- (5) 受注者は視聴者がライブ配信、VOD配信を視聴した件数の集計レポートを専用のサイトからいつでも閲覧できること。
- (6) 受注者は議会映像配信サイトのデザイン、画像、色合いに関して、発注者の意向を反映して作成すること。
- (7) 障害などが発生した際には速やかに復旧し、以降の運用に支障が出ないように対策を施すこと。現地対応を必要とする場合は、早急に駆けつけ復旧対応ができる体制であること。議会開催時間は、開庁時間を目安とし、土日・祝日もしくは深夜での開催となる場合は、翌営業日の午前中に速やかに対応すること。
- (8) 広告の表示やアカウントまたはチャンネル削除の可能性があるような無償の動画共有プラットフォームは使用しないこと。
- (9) ライブ映像及びVOD映像の配信方式はストリーミングとすること。

2 ライブ配信に関わる要件

- (1) 既設映像、音響設備からの映像、音声をソースとして、インターネットへライブ配信するための環境を整えること。
- (2) ライブ配信のビットレートは500Kbps程度とすること。
- (3) ライブ配信を視聴するページには当日の質問者名、質問項目等が表示されること。
- (4) 受注者側に設置するエンコーダは、受注者の管理するVPN網のネットワーク内に配置すること。その際、セキュリティを考慮し、インターネットVPNは使用しないこと。また、発注者のネットワークには接続しないこと。
- (5) エンコードにソフトウェアを使用する場合、使用するエンコードソフトウェアはメーカーの開発が継続されており、最新のOSでの稼働がメーカーより提示されていること、またメーカーからの製品サポート期間内であること。
- (6) 議場システムからの字幕付き映像と音声をソースとして、インターネットへライブ字幕配信を行うこと。なお、ライブ字幕配信の映像を使用したVOD配信は行わないものとする。

3 VOD配信に関わる要件

- (1) ライブ配信により生成される映像をもとに、代表質問および一般質問については議員の質疑応答を1コンテンツに編集し、開会、閉会および臨時会など開催時間の短い会議については開催日（もしくは午前、午後）を1コンテンツに編集すること。
- (2) VODの公開前にサイトと映像を確認する為に、公開サイトと同じ機能の事前公開サイトを用意すること。
事前公開サイトはID、パスワードにより保護されていること。
発注者による公開前確認を受け、承諾を得ること。
- (3) VOD配信映像は、会議開催日の翌日から起算して5営業日までに事前公開サイトに登録すること。

- (4) VOD配信を視聴するページには質問者名、質問項目等が表示されること。
- (5) VOD配信は過去4年間分および当年度分のコンテンツが公開されること。
- (6) 会議開始前、会議終了後および休憩中の映像が不用意に視聴されないように、VODコンテンツ編集は映像コンテンツ自体をカット編集すること。
- (7) 定例会及び臨時会の本会議は、聴覚に障害を持つ視聴者のためにVOD再生ページ上に字幕を付与させること。字幕の原稿データは発注者より提供するものとするが、付与に関する作業の内容・日程に関しては、発注者と受注者間で別途協議するものとする。

4 議会映像配信サイトに関わる要件

- (1) ライブ配信およびVOD配信の検索、視聴をパソコンに不慣れな方でも分かりやすく操作できる専用の議会映像配信サイトを提供すること。
- (2) パソコン、スマートフォン等のそれぞれに適した構成のページを自動的に選択して表示させること。
- (3) 視聴者がVODコンテンツを検索する場合には、会議名称、議員名等で検索できること。
- (4) 検索結果の一覧画面には当該議員の顔写真の表示を可能とすること。
- (5) 議員名検索結果等の画面に対して議員のホームページやブログなどの外部サイトからのリンクを許し、閲覧ができること。
- (6) 映像再生画面ではシークバーを操作することで、任意の位置より視聴できること。
- (7) 議会映像配信サイトはユニバーサルデザインを十分考慮してウェブアクセシビリティが確保された画面デザインであること。
- (8) 議会映像配信サイトは音声ブラウザの利便性も考慮してページの構成にフレーム

機能およびプルダウンメニューは使用しないこと。

(9) 議会映像配信サイトはW3Cの構文チェックをパスすること。機能上、どうしても回避できないことが認識されている場合には事前に発注者に申告し承認を受けること。

(10) 議会映像配信サイトはすべての閲覧ページの暗号化及び電子証明書による認証（常時SSL化）に対応すること。

5 アクセス報告に関わる要件

(1) 受注者は視聴者からのアクセス管理を行い、視聴アクセスを集計表示できる発注者専用サイトを提供すること。任意の年、月および集計種別を選択することで24時間以前の視聴アクセスを集計表示すること。

(2) 発注者専用サイトはID、パスワードの認証を必要とすること。

(3) 発注者専用サイトは全ての閲覧ページの暗号化及び電子証明書による認証（常時SSL化）に対応すること。

(4) ライブ配信のアクセス集計表は各時間帯別、主なOS別のアクセス数を月間の日毎に集計すること。

(5) VOD配信のアクセス集計表は各時間帯別、コンテンツ別、議員名別、主なOS別のアクセス数を月間の日毎に集計すること。

(6) サイトに表示された集計表は同じ構成でCSVファイルとしてダウンロードでき、EXCELなどの表計算ソフトに読み込むことができること。

(7) 集計表はブラウザの標準印刷機能で印刷が可能であること。

6 運用に関する要件

(1) 受注者は議会の運営および映像配信業務に精通している要員で構成されたサポート窓口を設けていること。このサポート窓口は常設されており、定例会時期以外でも

受け付け可能であること。

- (2) 毎定例会前には受注者による議会映像配信に関する一連の動作確認を行うこと、日程および確認方法については事前に発注者の承諾を得ること。
- (3) 会期中、会議当日の朝には必ず、発注者側エンコーダとの通信確認を行うこと。
- (4) 受注者は発注者側に設置するエンコーダの状態確認、保守・メンテナンスを遠隔から操作可能であること。
- (5) 設備メンテナンスなどでサービスの停止を行う場合にはあらかじめ発注者に連絡のうえ行うこと。
- (6) 受注者は議会映像配信サイトの細部のデザインや色の変更等に関して、契約期間中は発注者の意向を受け、可能な範囲で対応すること。
- (7) 設備及び運用においてセキュリティには万全の配慮を行うこと。
- (8) 視聴者から議会映像配信について問い合わせ等があった場合、受注者は発注者の回答等の支援を行うこと。
- (9) 定例会、臨時会終了後、VOD公開されている映像ファイルを提出すること。

7 その他の要件

- (1) ライブ配信、VOD配信のネットワークおよび配信設備は同時500ユーザ程度の視聴を可能とすること。
- (2) 映像配信拠点は地理的冗長性を考慮し、異なる地域に設置すること。
- (3) 発注者側に設置するエンコーダ等で操作が必要になる場合には現地にて操作説明会を実施すること。また、運用手順や操作マニュアルを作成し、印刷物を提示すること。
- (4) 仕様書に定めのない事項については発注者、受注者間で別途協議する。